

光市ユーチューブ運用ガイドライン

1 目的

動画共有サイトであるユーチューブを利用することで、市政に関する情報や観光・イベント、PR等を動画で配信し、本市の魅力を紹介すること及び、光市職員におけるユーチューブの適正な利用を目的とする。

2 適用範囲

光市の公式アカウント（注1）からユーチューブを利用する光市職員に対して適用する。ただし、職員が個人的に利用する場合にあっても、「4 基本原則」については十分留意しなければならない。

3 運用全般に関する事項

- (1) ユーチューブの運用は、広報担当課が代表して公式アカウントを取得し、そのアカウントから動画を配信するための光市公式ユーチューブチャンネル（以下「チャンネル」という。）を作成する。
- (2) 広報担当課の長は、チャンネルの作成にあたり、その運用ポリシー（以下「運用ポリシー」という。）を別紙1のとおり定める。
- (3) 作成したチャンネルは、光市ホームページからリンクを行うとともに、運用ポリシーを光市ホームページに掲載する。
- (4) 各課等がユーチューブから動画を配信する場合は、その内容について各課等の長の許可を受ける。許可を受けた動画は、広報担当課又は情報担当課がチャンネルに配信する。
- (5) ユーチューブから動画を配信する各課等は、本ガイドライン、運用ポリシー、ユーチューブ利用規約に基づいて適切な運用を行う。
- (6) 公式アカウントのログインパスワードの設定に当たっては、推測されやすいものは避け、第三者に知られることのないように厳重に管理し、定期的に変更する。

4 基本原則

- (1) ユーチューブを利用して情報を発信する場合には、光市の職員であることの自覚と責任を持ち、社会的な常識やマナーをわきまえた言動を心がけること。
- (2) 地方公務員法その他の関係法令および職員の服務や情報の取扱いに関する規程等を遵守すること。
- (3) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に関して侵害することがないように十分留意すること。

- (4) 発信する情報は正確に記述するとともに、その内容について誤解を招かぬよう努めること。また、一度ネットワーク上に公開された情報は完全には削除できないことを理解しておくこと。
- (5) 自らが発信した情報により、意図せずして他者を傷つけたり、他者に誤解を与えたりした場合には、速やかに課等の長及び情報担当課長に報告し、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めること。
- (6) 自らが発信した情報に関し攻撃的な反応があった場合は、冷静に対応し、無用な議論を避けること。

5 トラブルに対する対応

- (1) 発信した情報に誤りがあった場合は、訂正や謝罪の書き込み等を行うなど、誠実かつ速やかな対応を行うこととする。
- (2) 運用ポリシーに定める禁止事項に抵触する書き込み等を発見した場合は、速やかに削除等の措置を行うこととする。
- (3) チャンネルやアカウントのなりすまし（注2）の事例を発見した場合は、ユーチューブの運用者に削除依頼を行うとともに、光市のホームページ上で周知することとする。また、必要に応じ報道機関へ情報提供などを行い、なりすましが存在することの注意喚起を行うこととする。

6 禁止事項

ユーチューブ運用課等が情報を発信するに当たり、下記の事項に該当する行為を禁ずる。なお、判断に迷う場合は、発信を控えることとする。

- (1) 業務上知り得た個人情報や機密情報、光市のセキュリティを脅かす恐れのあるもの
- (2) 意思形成過程にある政策や事業内容等
- (3) 光市あるいは光市と利害関係にある者または団体の秘密に関するもの
- (4) 人種、思想、信条などの差別又は差別を助長させるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 政治性のあるもの
- (7) 違法行為又は違法行為を煽るもの
- (8) 単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) 社会問題について特定の主義又は主張にあたるもの
- (10) 不敬な言い方を含むもの
- (11) わいせつな内容を含むもの
- (12) その他公序良俗に反する一切のもの

（注1）職務として情報を発信するため、各課等の長の許可を得てユーチューブに登録

したものと定義する。

(注2) 他の利用者のふりをして、インターネット上のサービスを利用すること。